

10月13日	大阪府富田林子ども家庭センター	22名
10月14日	大阪府池田子ども家庭センター	14名
10月14日	大阪府吹田子ども家庭センター	15名
10月28日	大阪府東大阪子ども家庭センター	21名
10月29日	大阪府中央子ども家庭センター	40名
10月29日	大阪府中央子ども家庭センター	29名
11月17日	神奈川県中央児童相談所	45名
12月17日	横浜市北部児童相談所	28名
12月19日	長野県児童相談所	58名
1月19日	岩手県福祉総合相談センター	45名
	* 参加自治体 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、 仙台市職員対象	
1月27日	横浜市西部児童相談所	45名
1月28日	埼玉県所沢児童相談所	51名
2月1日	埼玉県越谷児童相談所草加支所	33名
2月3日	滋賀県中央子ども家庭相談センター	55名
2月4日	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	36名
2月28日	相模原市児童相談所	19名
3月1日	仙台市児童相談所	37名
	※21～22年度 ガイドライン研修参加者延人数	(1,604 名)

○ガイドラインモニターの実施

5月31日	千葉県市川児童相談所	千葉県性的虐待対応プロジェクトチーム会議	13名
6月23日	浜松市児童相談所		13名
7月1日	千葉県市川児童相談所	千葉県性的虐待対応プロジェクトチーム会議	13名
7月5日	堺市子ども相談所		23名
7月6日	岡山県中央児童相談所	岡山県性的虐待対応ガイドライン策定検討会議	21名
7月8日	浜松市児童相談所		13名
7月13日	奈良県中央児童相談所		12名
8月3日	千葉県市川児童相談所	千葉県性的虐待対応プロジェクトチーム会議	13名
8月24日	岡山県中央児童相談所	岡山県性的虐待対応ガイドライン策定検討会議	21名
9月28日	千葉県市川児童相談所	千葉県性的虐待対応プロジェクトチーム会議	13名
10月22日	千葉県市川児童相談所	千葉県性的虐待対応プロジェクトチーム会議	8名
11月19日	横須賀市児童相談所		11名
11月30日	静岡市児童相談所	静岡県、静岡市合同実施	33名
12月10日	浜松市児童相談所		20名
12月13日	千葉県市川児童相談所	千葉県性的虐待対応プロジェクトチーム会議	13名
	※21～22年度 ガイドラインモニター参加者延人数		(282 名)

○被害確認面接トレーニング研修

5月17日	～ 東京会場		
5月19日	(日本子ども家庭総合研究所)		36名
	* ガイドライン試行実施児相(茨城県、千葉県、新潟市、横須賀市) 職員対象		
5月24日	～ 静岡会場		
5月26日	(静岡県中央児童相談所)		32名
	* ガイドライン試行実施児相(静岡県、静岡市、浜松市)職員対象		
8月17日	～ 東京会場		
8月19日	(日本子ども家庭総合研究所)		36名
	* 東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、埼玉県、さいたま市、 栃木県、長野県職員対象		
1月18日	～ 岩手会場		
1月20日	(岩手県福祉総合相談センター)		35名
	* 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、仙台市職員対象		
	※21～22年度 被害確認面接トレーニング参加者延人数		(171 名)

○被害確認面接フォローアップ研修(集合研修)		
10月15日	奈良会場 (奈良県文化会館)	39名
	* ガイドライン試行実施児相(堺市、奈良県、岡山県)及び近畿圏 児相(大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、滋賀県)職員対象	
10月18日	東京会場 (日本子ども家庭総合研究所)	29名
	* ガイドライン試行実施児相(茨城県、千葉県、新潟市、横須賀市) 職員対象	
10月19日	東京会場 (日本子ども家庭総合研究所)	39名
	* 東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、埼玉県、さいたま市、 栃木県、長野県職員対象	
10月20日	静岡会場 (静岡県中央児童相談所)	24名
	* ガイドライン試行実施児相(静岡県、静岡市、浜松市)職員対象 ※22年度 被害確認面接フォローアップ集合研修参加者延人数	(131名)
○被害確認面接フォローアップ研修(自治体別研修)		
7月5日	堺市子ども相談所	23名
7月8日	浜松市児童相談所	13名
8月24日	岡山県中央児童相談所	21名
9月7日	新潟市児童相談所	3名
10月1日	奈良県中央児童相談所	6名
11月18日	横須賀市児童相談所	11名
12月10日	浜松市児童相談所	20名
1月28日	埼玉県所沢児童相談所	24名
3月1日	仙台市児童相談所	40名
3月3日	岡山県中央児童相談所	21名
	※22年度 被害確認面接フォローアップ自治体別研修参加者延人数	(182名)
○初期被害調査面接研修		
6月23日	浜松市児童相談所 *前編	29名
7月7日	浜松市児童相談所 *後編	29名
7月15日	千葉県市川児童相談所	48名
7月15日	千葉県市川児童相談所	32名
8月31日	静岡県東部児童相談所	57名
8月31日	静岡県東部児童相談所	21名
11月19日	横須賀市児童相談所	17名
3月9日	相模原市児童相談所	20名
	※22年度 初期被害調査面接研修参加者延人数	(253名)

資料 1. 全国児童相談所（非モニター児相）むけアンケート調査 問 19. 自由記述欄回答

問 19. 子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害、その他子どもの性的問題について相談現場として感じておられること、課題等をご自由に記入ください（箇条書きでお願いいたします）

相談現場としての意見（回答児相数 94 か所）各回答項目先頭と末尾に“ ” マークで回答か所を区別

“▼担当 CW の他に、親面接への対応、被害確認面接のスタッフ・心理担当等、チーム対応できるだけの人員が必要だが、現実的には 職員数が限られている。

▼一時保護所では、定員一杯の状況が続き、必要に応じた受け入れができないことが多い。又、様々なケースが入所しており、安心した生活が困難な状況である。

▼児相職員は女性が多く、年長男児の性的な問題に対応する職員が限られてしまう。”

“▼特に法的根拠に基づいた体制が整っていない現状で、方法論が先行してしまい、現実対応が伴っていない感が強い。

▼初期被害調査面接は必要だと感じられる反面、しっかり意志表示出来る場合ばかりでなく、次の対応法がないことで立ち往生してしまう場合もある。

▼事実に対する支援者の過剰反応が、当事者の動機を超え対応となる場合をみると、事案へのコミットメントは高いが、当事者が心境に対応するコミットメントになっていない思いを持つ。

▼この様な現状では、保護者対応したとしても、33 条を維持することが難しい場合が生じてくる。現行の法体制の中で、対応した限り、保護者の対抗等に負けないガイドラインが求められる。”

“▼初期対応の体制未確立。児相内でも情報収集すべき内容、医療受診の判断、対応法が整理されておらず、福祉司ごとに対応が異なる可能性がある。子の所属集団でも対応に差があり、通告されたり、されなかったりする。

▼一連のケースワーク・治療が未確立。その為被害確認面接で被害を聞けなかった時や、一時保護所・施設に不満をもった子どもが加害者のいる家に帰りたと言った時など、各担当者が力不足を感じたり、責任を感じる。全職員で性暴力被害のケースワークが共有されることも必要。

▼被害確認面接者の人材不足。相談件数が限られる所ではトレーニングもしにくい。事例をつんでも異動に伴う技術伝達ができにくい。ましてスーパーバイザーがおらず、性暴力被害にからむ対応が 1～2 人の人に集中して負担。

▼他機関との連携が難しい。告訴をするケースは警察が細かく誘導的なききとりを再度する事になる。各支援団体に属する医師・弁護士からは対応が遅い、「いけるはず」とあおられる。学校は大事にしてほしがらない。

▼被害確認面接をした者が裁判に証人として呼ばれる可能性があること、児相の記録が捜査資料として押収される可能性があること、などの法的なリスクについて、県で対応・考えが整理されていない。

▼そもそも介入・調査・治療を児相で全てになうこと自体、無理がある。それぞれ機関でわけた方がスッキリすると思う。”

“▼対応に当たり、警察及び司法との連携の必要性。

▼被害児への支援対応の困難。”

“▼初期介入が難しい。ガイドライン研修を横浜市でも実施していただいておりますが、「調査保護」という手法を実践するのはハードルが高いと感じます。

▼非加害保護者の支援の手法が確立されていない。

▼他の虐待と比べ、学校等の関係機関にモニタリングを依頼するのが困難。

▼被害確認面接にとりくんでいるが、人事異動の問題がついて回り、継続的な面接担当者・人材育成が難しい。”

“被害児童について ▼告訴に被害児童が同意しないことがある。

▼保護後の被害児童の居場所に苦慮する。施設入所しても適応できず、支援困難となることが多い。専門里親もまだ少数である。

▼被害児童の心理的ケアが必要であると考えても、本人が介入を拒否することがある。

▼どのようなケアをすればいいのか、わからない。

警察との連携 ▼加害者を告発・告訴したくても、事件日時の特が必要となり、告発等に至らない。

▼被害児の事情聴取について、以前よりも考慮されるようになったが、女性の警察官のみで行われることはない。

学校との連携 ▼学校現場では性的虐待に慣れておらず、養護教諭等が被害児童から状況を詳しく聞いてしまう事がある。質問 が誘導めいたことも多くみられ、児童相談所での聞き取りに支障があることもあった。市町村や学校には性的虐待が疑われたら、まずは児相への通告をお願いしたいところであるが、なかなか徹底しない

“▼面接トレーニングを受けた人間の業務偏りと、法場面での証言者になることについて守りが無い。

▼まず人として生きる教育がなされていない。自分の体を語る言葉を持たない子どもたちの知識不足。

▼性を取り扱う職員のスキル向上。

▼性について世間的にも扱うことが難しい現状。

▼他機関連携が難しい。特に司法・警察との見解が異なることが多々ある。”

“▼きょうだい間での加害・被害事案の場合、保護者の問題意識や理解力が低い場合が多く、問題の重大性を指摘の

- 上、被害児の安全確保対策を具体的に検討するに当たっても、「(加害児が)反省しており、もうしないとやっているので大丈夫。」といった形で課題への直面を避ける傾向にあり、対応に苦慮する。
- ▼(そもそも子どもを疑う根拠もない中で、)親が被害児童の発言(被害内容等)を信用しない。
 - ▼背景に親の性行為の目撃など、不適切な状況があったにも関わらず、子どもの年齢が低い等を理由に「子ども同士のじゃれあい」「単なる遊び」などと主張し、課題解決が進まない。
 - ▼家庭・家族全体の性的問題に関するモラルの低さ(子どもの性への安全性が低い)。
 - ▼(子どもの気持ちからは当然のこととはいえ、)被害児童の証言・発言が二転三転するなど、事実と推測するにはあまりにも信憑性に疑問を持たざるを得ない内容しか把握できない場合の対応の難しさ。
 - ▼加害親への再犯防止対策が不十分な中で、加害親と被害児の接触を避ける手段として、「加害親の排斥」を選択することが少ないため、結果的に、被害児が長期的に施設等で生活することを余儀なくされている(被害児自身には「あなたは悪くない」というメッセージを流していく一方で、被害児自身が家を離れて生活している現状があり、当然、子ども自身は理解しがたい状況が続いていくことになる)。
 - ▼非加害親(主に母親であることが多い)への支援体制を強化する必要がある。非加害親自身が自らの傷つきから回復し、子どもを守るように支援することが必要。
 - ▼性的虐待を背景とする、施設などでの複数児童間の性的加害・被害(性暴力)の事案が少なくない。触発・連鎖される問題として、一時保護や施設でのケアのあり方について、まだまだ充実が必要。"
 - "▼現在、所内で事実確認面接研修を実施しているが、被害事実確認面接の前段階として、アセスメント面接の基盤づくりをしっかりとする必要を感じている。
 - ▼性的被害を訴えた児童の調査保護について一特に年長児の場合、本人の納得がないと保護されて、日常生活から離されて、これから自分はどうなるのかという不安にとらわれ、一時保護所の生活に耐えられなくなることが多い。被害を否定したり、帰宅を要求するようになることがある。欧米では、子どもたちが児童保護(CPS)について知っており、今後どうなるかというシステムも日本の児童よりは一定わかっており、被害事実が確認されれば児童ではなく、加害の親の方が家を出る制度になっているとも聞いている。保護の実施はのぞましいが、実務を遂行するためには、わが国の制度全体の課題を検討する必要があると考える。
 - ▼性的虐待で保護となる年長児童が増えているが、保護後、措置先の施設や里親といった社会資源が不足している。
 - ▼きょうだい間の性的加害・被害の相談が多く寄せられる。親のショックへの対応、家庭から児童を分離する困難さなど、対応の難しさを感じている。加害児童と発達障害との関連も感じる。
 - ▼施設内での性被害・性加害の問題が多い。同性間で起こるものも多い。加害児・被害児に対する聞き取り・施設変更・心理的ケア・性教育指導など、その後のおのおのへの対応の難しさに苦慮している。"
 - "▼加害者の身柄の拘束ではなく、被害児が避難(一時保護等)をしなければならぬのはどうかと考えます。
 - ▼児童相談所は通告直後に、初期被害調査面接を実施しなければならないというように、国の見解を示してもらえると一歩前進するのではないのでしょうか。"
 - "▼「あなたは悪くない」と言われながらも、被害児の方に保護される負担がかかっている矛盾がある。
 - ▼施設入所後、性化行動への対処が不十分であり、施設内性暴力が広がっている。"
 - "▼性的虐待被害児への治療的介入のスキルアップ。
 - ▼性加害児への治療教育プログラムの策定。"
 - "▼性的虐待相談は、分離に力を注ぐが分離後の支援が十分出来ない実状にある。
 - ▼性的虐待による分離は、家庭に虐待者がいる限り家庭復帰が困難となる。自立支援を目標とするが、永続的なのかかわりができず、孤立を招くケースもある。
 - ▼性的虐待の児童を安心して受診できる医療機関の広がりが必要。
 - ▼児童・非加害親・加害親等への個別カウンセリングの事業予算化が必要。
 - ▼加害者への指導・支援プログラムの開発等の必要性。"
 - "▼性的虐待での直接的な子どもの心的外傷等のフォローもさることながら、特に子どもの意向に反して加害者が司法の場の対象となり、それに伴って家族の崩壊が起り、その起因者として子ども自身が意識した場合の心的ストレスや、自らが司法の場に臨場することによる二次的被害を避けることができない。
 - ▼この課題に対して、児童相談所がどれだけのフォローができるのか、また、その体制が整備されていないことについて問題を感じている。"
 - "▼被害児童の年齢が低いケースが目立ち、医学所見に頼る事が多く、又加害者の特定も難しい。
 - ▼従来の児童相談所の調査技術では対応が困難。被害確認面接やガイドライン研修の中で個々の児童福祉司の力量アップが望まれる"
 - "▼子どもの訴えをキャッチしてから調査保護をする必要性は感じてはいるが、子どもにとっては乱暴にも思える時がある。非加害親と分離しなければならず、非加害親が心のよりどころである場合は不安定になることが避けられない。
 - ▼児童が警察へ告発しないまでも、情報提供で今まで以上に加害親へのアプローチをしてもらえないか。
 - ▼15才以上で性的虐待の被害にあった子どもの一時保護した後の行き場がない。"
 - "▼児童間性加害・被害の問題について、性被害児への対応体制充実ももちろんであるが、性加害児への対応体制充実も力を入れていく必要がある(一時保護所・児童福祉施設などの体制充実・面接技法など)。

- ▼被害確認面接の整備もちろんであるが、まず事実を確認することとなる学校や養護施設職員に向けて、初期被害調査面接の手法を広めて行く事も大切と思われる。"
- ▼他の虐待に比べ通報をためらうケース。
- ▼被害児の精神的ダメージに対して、親族・学校・保育園等、支援者の認識が十分ではない。
- ▼警察への情報提供及び告発の判断が難しい。
- "▼専門的な被害確認面接の実施をスタートしたところで、まだ十分な体制づくりが出来ていない。今後チーム、所内でのコンセンサスも必要である。
- ▼被害確認面接の研修（スキルアップも含めて）の場が増えて行ってほしい。
- ▼MDT（警察・検察・児相）多機関連携チームが全国的につくられ機能できるようになる必要があると思う。"
- "▼児相だけでなく、司法・警察・検察などのシステムに踏み込んだ改革が必要と思われる。
- ▼アメリカのコナーハウスのように、性被害確認面接を専門に扱う機関の必要性を検討して欲しい。
- ▼施設内での性加害・被害についての対応ガイドラインが必要。"
- "▼初期調査。
- ▼精神症状がある場合の医療機関との連携。
- ▼治療をどうしていくか（児相か他の機関との協力も視野に入れるか）。"
- "▼当自治体では、計6人がRATACの5日間トレーニングを終え、司法面接担当者になった。9月から、この6人を中心に司法面接に着手している。警察が立ち会ったMDTの面接で、そのうち速やかな警察による加害者逮捕に至ったケースもある。
- ▼今後、MDTの枠組みによる司法面接が全国に普及することにより、子どもにとって安全・安心な被害聴き取りが行われ、必要に応じて迅速な加害者処罰につながり、被害児が非加害親を中心とする家族と暮らすことができることを望んでいる。"
- "▼被害確認面接が警察に理解されていない。2次被害の発生。
- ▼ハード面の整備が追い付いていない。
- ▼児童相談所職員の異動があり、せっかく専門性を身に付けた職員が流出（他部署へ）してしまい、組織的な蓄積がなされていない。"
- "▼保護者以外からの家庭内性暴力も性的虐待同様の対応が必要であるため、虐防法の定義に拘らず、統一的対応が必要との見解に賛同します（事実上、同様の対応をしています）。
- ▼調査保護後の児童のケアの提供と居場所の確保が課題と感じます。被害確認後、ケア・フォローのできる医療機関・児童福祉施設等の確保が必要と思いますが、十分な社会資源はありません。特に児童養護施設等では、施設内児童間の性的問題が多発しており、ケアできる場として利用できない現状です。この点にも手当てが必要と思います。
- ▼福祉分野の対応と司法分野の対応の役割分担等の整理・調整が必須と感じます。ある特定の基準に達すれば、被害者である児童を保護するのではなく、加害者を拘束するシステムの方が合理的だと思います。そこまではなくとも、分担等の検討は早急に必要だと思います。"
- "▼学校等が発見した場合の通告判断のバラつきが著しい。
- ▼被害確認面接者のスキル不足、経験不足。
- ▼警察・検察との連携がうまくいかない。
- ▼一時保護所・児童養護施設が性被害児をケアできる体制になっていない。
- ▼低年齢児や疑いレベルの児童を適切に診察できる医師がいない。"
- "▼新たな手続きである被害確認面接を従来の通告・調査・保護等の相談の流れの中で、どのように位置づけるかについて統一見解が必要である。
- ▼トレーニングを受けた職員が少数なので異動でいなくなってしまう可能性がある。
- ▼多くの職員がトレーニングを受けられるようにする必要がある。
- ▼被害確認面接についてスーパーバイズ体制の確立が必要である。
- ▼NICHD、RATACの二通りの技法をどのように取り入れるかの検討が必要である。"
- "▼対象児が幼児の場合、非加害親が調査保護に納得するよりも、抵抗の方が大きい。調査で何も確認できなかった場合、その後のケースワークが難しくなる。
- ▼きょうだい間性暴力の場合、ネグレクトという扱いとして対応した方がよいか、児童福祉法要保護児として扱うべきか、強制介入の根拠の説明をどうすべきか？
- ▼特定の人しか知り得ない内容だが、通告元はふせて欲しいと言われた際、介入の端緒をどのように説明するかに苦労している。
- ▼調査保護を実施しないためのボトムライン（当座の安全を確保するための要件）を親に示す必要がある（特に幼児やきょうだい間）。"
- "▼どのような要件がそろえば調査保護が必要か。
- ▼初期面接で、どの程度聴取し、被害確認面接に引き継ぐべきか。
- ▼上記についての所員への周知・徹底。
- ▼身体診察のタイミング。

- ▼被害確認面接の技術の維持・向上（バックスタッフも含め）。
- ▼関係機関との連携。"
- "▼性的虐待については、通告者側（学校・学童等）と重大性の認知の差があり、一時保護をする際、保護者との関係性を重視する学校等とのトラブルがある。
- ▼トレーニングを受けたことのある職員がいるが、事例が少ないので、面接の機会も少なく、面接のトレーニングを重ねる必要を感じている。
- ▼加害者が性虐待を認めず、被虐待児と分離させるには施設入所しかなく入所させたが、施設で適応できず家庭へ引き取らせるしか方法を見い出せないケースがあった（預かってくれる所がない）。"
- "▼性的虐待に限らず、告訴が検討されるような重篤事実は、基本的にMDTで対応するような環境設定が必要。
- ▼面接の録画等の設備について、最低基準化する。"
- ▼子ども自身が保護を拒否する場合の対応（関係機関からは「強制的に保護をすべきではないか」と言われる）。"
- "▼警察・司法、学校・保育園等、関係機関との連携や役割分担及び性的虐待・性暴力被害等に対する認識や対応方法。
- ▼子どもの保護後の体制と専門的な対応、及び非加害保護者を含めた関係者の支援。
- ▼加害者が実親である場合等の治療教育や再統合を含めた支援の可能性。"
- "▼警察・検察との連携、および役割分担。
- ▼医師の不足（性被害をみてくれる医師がいない）。
- ▼被害児へのケアシステムの未整理。
- ▼非加害親への教育・ケアシステムの未整理。"
- "▼性的虐待だけでなく、家庭内性暴力被害やその他の性被害も含めての対応が必要と考えるが、対象を「虐待」に制限する傾向にあることに課題があると思う。
- ▼「調査保護」を徹底すべきである。
- ▼性被害面接は必要であるが、その基本となる面接技術の習得にも、もっと目を向ける必要がある。
- ▼非加害親への支援の効果は大きい。一方、加害者へのプログラム不足を感じる。"
- "▼早期発見と被害確認が困難である（子どもの証言と事実確認の困難さ）。
- ▼警察との連携が難しい（福祉的対応と犯罪捜査では視点が異なる）。
- ▼被害児童への治療的関与が困難である。
- ▼児相の専門性や人員体制が十分ではない。
- ▼保護者指導の困難さ（加害を否認するなど保護者の理解が得られない）。"
- ▼一部の現場の職員が積極的でも、他の同僚・上司・とくに管理職が知識不足、考え方が古い。
- ▼加害者への対応・支援が弱い。
- ▼性的虐待に関する通告が当所にあった場合、迅速に適切に対応出来る体制となっていない。今後マニュアル作りが必要と感じる。
- ▼専門研修の確保が課題。
- "▼警察・司法による調査・捜査と被害児への事実確認面接を司法面接として証拠化できるように法整備をしていただきたい。
- ▼幼稚園・学校教職員・保育園職員への研修強化。
- ▼児童福祉司・児童心理司の育成強化。"
- "▼性虐待被害児についてのカウンセリング体制が十分ではない。
- ▼保護先は一般の保護所にならざるを得ず、他の児童との違和感がある。
- ▼本児の二次被害の把握と、必要な聞きとりのバランスに難しさを感じる。
- ▼警察との連携で、警察の取り組みの改善も必要と思う。"
- ▼児童本人からの確認の困難さがある。
- "▼児相、警察、家裁など、子どもが何度も被害状況について話さなくてはならない状態が改善できたらと思う。
- ▼性被害を受けた子どもへのケアが児相で関わる期間（18才まで）では充分でない。"
- ▼RATACとNICHHDは手法が異なり、同じ児相で二派の考えで対応することにとまどいあり。国として方向性を示してほしい。
- "▼性的被害を学校の教師に相談する機会が多いが、性的虐待について福祉分野と教育分野とでは認識の違いがあり、連携した対応、特に迅速な対応ができない場合がある。
- ▼加害者が母の内縁の夫や同居人の場合で、加害者への対応が困難。"
- ▼成人になるまでの継続した治療体制。一貫した見守り体制を児相が関与した児童について、引き継いでいくシステムの形成。
- "▼性被害を受けた児童が保護を求めないことがある。
- ▼途中で相談関係が途絶えてしまうことがある。
- ▼性被害について、家庭内でおきていることで、確認が難しい。子どもたちも家族内のこととして隠したいことも多い。また、証拠や事実確認が難しい。
- ▼性被害については自己申告で、通常大人でも難しい面が多く、特に子どもの場合はスキンシップと被害との区別・

- 線引きが難しい。親子関係に配慮し、親に被害のことを伝えにくい。"
- ▼本県の研修体制が充実していないので、必然的に児相職員の専門性に疑問がある。
 - ▼上記により初期対応の不備が想定される。"
 - ▼性的被害の存在が疑わしい低年齢（6歳未満）児童の被害確認面接に際しては人形を使って行うこともある。が、児童のダメージが大きかったり表現力等に限界がある場合は、被害確認の難しさを感じている。
 - ▼施設内性加害・性被害問題について、施設間で発生後の危機対応に温度差があり、その都度施設と協議・指導している。また施設内で<被害→加害>の連鎖を断ち切るために、長期間にわたる専門的なケアや指導、継続的な職員研修の必要性を痛感している。"
 - ▼他の主訴で保護・相談を受けているケースでも性虐待が疑われるケースが予想以上に多いと感じている。
 - ▼保護は実施できても、加害者からも非加害の保護者からも被害者からも、面接による被害確認が困難な場があり、確認面接の難しさと共に被害の可能性を計る指針があればと思う。
 - ▼また、上記の場合、いつまで保護を継続するのか、家庭復帰の場合、どのような要件が必要なのか判断が難しい。"
 - ▼被害調査面接を行う職員と子どもの心のケアを行う職員、親対応をする職員など、役割分担を明確にする必要があると思います。
 - ▼性被害確認面接を行える職員がわずかで、その職員の負担が大きい。
 - ▼性的虐待について複数で対応するシステムが未整備。"
 - ▼DV問題、虐待の被害等、保護者自身が抱えている問題もありながら、十分なケア体制がない。
 - ▼職員体制（専門性、男女のバランスなど）。
 - ▼徹底した性教育のシステム、機関が十分でない。
 - ▼被害確認面接についての知識・有用性について、職員間でもバラツキがある。
 - ▼性的虐待の医療診察・診断を専門に行える医療機関がない。"
 - ▼当児相でも平成21年度5件の性的虐待事案がありましたが、被害確認面接の研修を受けた職員が一人しか居らず、対応に苦慮した。
 - ▼児相に通告する前に学校の先生が本人に話を聞いたり、保護者を呼んで話をしたりしていたため、職権保護後の児童面接、保護者対応が難しくなった。
 - ▼保育園・幼稚園・学校等、直接児童の異常を発見する立場にある職員が自分達で何とか解決しようとするが、即通告するような意識改革が必要。"
 - ▼施設入所中の加害児童について、受け入れ施設（措置変更）が極めて少ないこと。
 - ▼加害児童に対する支援方法が児相・施設共に少ないこと。
 - ▼被害児童が年長児の場合、アクティング・アウトがすさまじく、処遇が極めて困難なこと。
 - ▼被害児童に通所治療を行っても、時間の経過と共に保護者の通所への意欲が減退し、治療が中断してしまうこと。"
 - ▼施設内での性暴力の場合、複数の児童がかかわっており、分離するには、二ヶ所の一保しかなく、物理的に無理がある。
 - ▼性虐待の聞き取りをし、精神科受診は配慮するが、現状で症状がない場合、心理面接を続けることも時間的制約もあり、実施していない。
 - ▼思春期以後、症状や困り感の訴えが出てくることを予測しておくことが必要と思う。
 - ▼同性間の性加害・被害もあり、応用されることも想定してガイドラインを作成してほしい。"
 - ▼児童福祉施設内における性的問題への対応の困難さ。
 - ▼被害者から加害者への転換の防止。
 - ▼被害確認面接はとても難しく、負担も大きい。
 - ▼被害児・加害児ともにフォローが難しい。"
 - ▼性的虐待の場合、担当が偏る（性別の問題）。経験の差異が大きく、被害の影響や兆候への感受性など職員により差が大きい。
 - ▼身体虐待などは、被害児から「怖い、嫌だ」とマイナスの表現がされるが、性的虐待の場合には単純な被害意識と限らず、加害者と分離するにもより配慮が必要である。
 - ▼性的虐待を受けた子どもの心理的援助が出来ていないと感じる。施設等を含め、児童に関わる職員の研修も必要と考える。
 - ▼性的虐待を児童福祉法違反で警察が逮捕する傾向が出てきたように思うが、そうするなら
 - ①どの署もその方向で統一して欲しい。
 - ②その場合、児童への聴取は訓練された女性警察官で行われるように徹底して欲しい。以上、厚生労働省と警察庁で協議し、通知化してほしい。
 - ▼性的虐待の場合、加害者と母親が別れなければ、被害児は実質的に家も失う。自立支援のための方策の強化（自立援助ホームへの国からのてこ入れなど）が必要ではないか。"
 - ▼施設内でのセラピーや児相への通所によってケアする場合、どのような目標設定をすべきかの具体的なイメージがないので困っている。
 - ▼被害確認面接の研修ではフオレンジツーカーとその後対応する担当者は分けるべきであるということだったが、現状ではひとりの担当者がその両方を担っており、体制を整える必要がある。

- ▼保護者・学校等が被害事実を過小評価し、調査に非協力的な場合が少なからずあり、対応に困難を感じる。"
- "▼中学・高校生くらいの年齢の場合、家から離れて施設での生活を覚悟した子どもでも、施設内での他女兒との生活がうまくいかないパターンが多いと感じる。
- ▼非加害親（特に母親）の感情のゆれ動きについては、加害親が家に残っている場合は、非常に大きなものがあり、どうサポートできるかは大きいと思う。"
- "▼問題解決に迅速に対応するために、職員の増員を望む。
- ▼一時保護所は男女混合処遇であるため、所内での性的接触の危険性が高い。よって建物の構造整備は重要な課題である。"
- "▼加害保護者への対応・支援の考え方についての整理。
- ▼母子共々に性暴力含む被害を受けている場合の母子一体の支援の在り方についての整理。
- ▼兄弟間性暴力事案への指導・援助の在り方の整理や、年長兄の被害児童の場合、当該本人が警察等司法関与以外の福祉教育的支援を求めない場合の考え方の整理。
- ▼学校等との連携の在り方の整理。
- ▼非行を伴う性被害事案についての指導・援助の考え方。
- ▼同性間での性的暴力被害についての指導・援助の考え方。"
- "▼被害児童と同様に加害児童への対応ガイドラインも必要。
- ▼何かひとつの手法にこだわるのではなく、様々な理論の良いところを取り入れながら、工夫した事情聴取をしていく必要があると思われる。"
- ▼ケース数が少ないので、適宜の対応を行っている。
- "▼性的虐待の未然防止と早期発見方法。
- ▼被害児（性的虐待）をケアする専門職員の必要性。"
- "▼性的虐待の顕在化したケースが未だ少ないため、児相職員の中でも未経験者が多く、実際の対応の場面で戸惑うことが予想されるため、児童相談所性的虐待対応ガイドラインは必須であると思う。
- ▼非加害保護者がパートナー等の加害行為を否認したり、認めたとしても経済的な理由等から別れることができず同居を続ける場合、被害児童が保護継続や施設入所等で家庭から分離され続けるのでなく、加害者を家庭から遠ざけることができないか（DV防止法の保護命令のように、接近禁止や退去命令等の司法の判断が必要ではないか）。
- ▼被害児童が児相の保護や介入を拒む場合、強制的な介入をすれば今までの証言を翻したり否定することも予想されるが、それでも家庭から分離させ加害者の影響を遮断することを優先させるべきか、判断が難しい。"
- ▼加害者が児童であった場合、加害児童への事実確認面接技法も必要だと感じる。
- "▼児童相談所職員がトレーニング等を受け、専門性を確保するとともに、バックアップ体制を充実させることが課題。
- ▼施設に対する支援は児童相談所だけでなく、外部の専門家による支援体制を確保することが必要である。"
- ▼性的虐待を受けた子どものその後のフォローは時間をかけて行わなければならないが、その体制を維持していくことが難しい場合がある。
- "▼①法28条により、施設入所措置を図っているケースにおいて、加害保護者が虐待事実を否定し裁判になつて状況の中で、再統合へのステップはどのようにしていくべきか（加害保護者へのアプローチ及び指導ステップはいかに）。
- ▼②初期被害調査面接及び、その後の被害確認面接において、児相職員の面接技術の有用性の確保が課題。特に幼児や知的障害を有する児童の面接。"
- ▼加害保護者に対する再発防止のための支援体制の整備。
- "▼性的虐待を受けた子どもを一時保護する場合、非行児童と一緒にしてよいのかという疑問。 ・被害を受けた可能性が高いと思われる場合で、子どもが証言しない場合（保護も求めない場合）の支援をどうしたらよいのか。"
- "▼被害児童の年齢や生活歴によっては、被害感が無かったり、保護に拒否的であったり、自身の防衛のために問題を隠そうとする傾向がみられる。
- ▼一概に性虐待として関わることで児童や保護者と関係を悪くする可能性もある。
- ▼ガイドライン作成にあたっては、現場のケースワークの現状を踏まえて、児童相談所の人員体制と専門性の向上等の改善が先行されることを強く示されたい。"
- "▼きょうだい間の性的虐待ケースに対する介入、家族再統合の難しさ。
- ▼警察が介入した場合の2次被害の防止の徹底。"
- "▼専門研修（予算・人員配置）を十分に受けていない中、現場での対応を求められる。
- ▼司法機関・他機関との関係（聴取を重複して行われてしまう）。"
- "▼子どもの住まいを確保する問題。
- ▼子どもの社会適応の問題。
- ▼刑事告発に係る子どもの問題。被害陳述が与える子どもへの影響。二次的被害の問題。医療との連携。
- ▼家族崩壊の不安、問題（加害者が家族内に居る場合）。
- ▼職員の面接技術の問題。

- ▼職員が受けるプレッシャー・ストレスを抱える問題。
- ▼専門的多職種連携の未整備の問題。
- ▼スーパービジョンの問題。"
- ▼施設内で起きた性加害児童に対する聞き取りカウンセリング等の面接手法の整備が必要と感じる。
- "▼現状では、保護者以外の家族・親族・知人等からの子どもへの性的侵害行為については、子どもを守れない保護者のネグレクト問題として分類しており、問題の焦点がはっきりしないことになり、実際の被虐待児への手当てが充分に行えていない。
- ▼児童相談所は被性的虐待児への十分なケアができるだけのスキルを有していない。
- ▼要保護児童として対応する場合、関係機関と情報共有をしなければならないが、情報開示の範囲をどの程度まですればよいか という逡巡がある。"
- ▼教育・福祉・医療・警察、全てにおいて、性的虐待等についての共通理解を図る事が必要ではないか。
- ▼学校職員の対応のレベルアップ（表面化し、第一発見者・第一事実確認者となりやすいと思われるため）。
- "▼複数機関による性的被害調査に伴う被害児童の精神的負担の軽減。
- ▼家庭・学校・地域における性教育の充実。
- ▼発生予防につながる性暴力被害事案の報道のあり方検討。"
- ▼児童本人と相手方の陳述が食い違い、いずれを信用するか判断に迷う場合がある。
- "▼家庭内において性暴力があった際の該当家族（被害者・加害者・その他の家族を含め）が、問題に向き合い、克服する課程において困難さを感じます。
- ▼実際に対応する職員に対する有効な対応トレーニングや研修の必要性を感じます。
- ▼性的虐待事案については、表面化すると事件となる場合が多く、被害児童の精神的なストレスを考えると、諸外国における一度の聴き取り等で関係機関に情報が伝えられるようなシステム作りが必要ではないかと考えます。"
- "▼幼児期からの性的虐待を受けている子どもについては、根深く性格も歪んでおり指導が困難である。
- ▼被害者である児童が加害者である父または養父を完全に拒否することができず、対立場面にならず、関わりの難しさを感じるケースがあった。"
- "▼今後増加することが予想され、専門性の高い対応が必要である。その対応とは、初期面接・司法（的）面接・アセスメント・カウンセリングなどである。"
- "▼今後増加することが予想され、専門性の高い対応が必要である。
- ▼その対応とは、初期面接・司法（的）面接・アセスメント・カウンセリングなどである。"
- "▼養護施設などでの児童間の性的加害行動等が問題となっている。施設職員への定期的な研修が必要と思われる。
- ▼児相職員は、3～4年で異動するため、スキル向上が難しいことと、担当者交替により、子どもへの支援が途切れる。
- ▼性的虐待の場合、加害者ではないけれど、虐待を止めることの出来なかった親と子どもの関係修復の困難さを感じる（母と娘の関係）。
- ▼被虐待児を保護する時、ゆったりと安心出来る場所で、丁寧にケアをしたいが混合入所と持ち件数の多さで難しい。
- ▼虐待の内容を聴取後のCWや心理司の精神的、心理的な圧迫感や緊張感をほぐすエクササイズが欲しい。"
- ▼専門的な確認面接が活かされる警察も含めた体制づくりの必要性を感じる。
- "▼1. 子どもの性暴力被害の対応については、非加害保護者、対象児童、他の家族も含めて、対応が難しく発見と同時に現場は緊張する。
- ▼2. 被害の状況によって警察が関与し、児童相談所は一時保護所に入所させて安全確保をし、被害の阻止を図る。そこでの情報共有と協働作業が必要であるが、実態として情報の共有は行われていない。法改正・制度改正・組織改正による対応分担が明確にならない状況で、性的虐待等に児童相談所が取り組むことは、後々新たな課題を抱え込む危険性が高い。
- ▼3. 早期にシステムが確立されることを望む。"
- ▼子どもが事実を表に出すことで、家族が崩壊を考えてしまう。
- "▼事実確認の難しさ（加害者が事実を否認。児の証言も一貫性を欠き頻繁に変わる場合）。
- ▼加害者以外の家族への説明とフォローの難しさ。
- ▼被害児童と家族（加害者を除く）との関係調整の難しさ。
- ▼被害児童の心理的ケア。
- ▼被害児童が加害者への嫌悪感が薄い場合、加害者との接触を防ぐこと（再発防止）が困難。"
- "▼発達障害と思われる児童への性教育の難しさ（一般的な説明では理解困難）。
- ▼家庭環境の調整が難しい。
- ▼施設内の児童間の性的問題が起こった場合の処遇に難儀している。
- ▼警察での聴取が続く中で、被害の聞きとり面接を重ねて実施することは難しいと思う。
- ▼年齢が17才、18才になると、継続した相談活動が難しい。紹介する先が見つけにくい。"
- ▼実兄弟間の性暴力加害・被害は、保護者にとっては双方が実子であるため、対応が困難。

資料2. モニター児童相談所 アンケート意見欄

問17. ガイドライン全般・性的虐待相談対応全般について(28件の回答)

【ガイドライン全般に対する概ね肯定的な意見】

- ガイドラインがあることにより職員の基本的な考え方と対応ができる。
- これまで個人のレベルでの経験やノウハウだけで進められていたことが、ガイドラインとして文書にまとめられたことはとても大きい。性的虐待に限らず、他の虐待ケースや児相でうける様々な相談にも有用な情報がたくさん詰まっていると思う。ただ、ボリュームがあるので、日々現場で対応に追われている職員としては、じっくり読む機会も限られているのも現状である。年に1回は必ずこうしたガイドラインを読み込むことを強制的に義務づけるくらいのことをしないと、なかなか難しいかもしれない。
- このようなガイドラインが出来ることにより、対応方針の共通理解を進めるために有益である。
- 性虐待ケースに対応するための全体的な視点や各局面での課題、配慮すべきポイントなどがわかりやすくまとまっており、業務に非常に参考になる。会話の具体例も多く、特に「二つの秘密」の話がとても良い。
- 性虐待はその被害が将来への影響への重篤性から原則一時保護という認識は当県の場合あったが、「調査保護」という考え方はとてもわかりやすい。説明もしやすい。
- 性的虐待対応は今後増加する(表面化する)と思われるので、ガイドラインはぜひとも必要であり、今回モニター児相として研修を受けられたことは非常に有益だったと考えている。
- 性的虐待相談に対して、どのように対応していけばよいか、実践的な指針として大変参考になる。
- 非常に細かい部分まで対応が明記されており、参考になった。
- モニターとなつての初回の研修ではまだモニターとしてどのような動きをとればよいか十分には理解できなかった。しかしケース発生とともにガイドラインを見直し、性的虐待対応の特殊性を踏まえた体系を参考にさせていただき進めることができた。
- ガイドラインは初期対応から一時保護・被害確認・調査等についてかなり具体的に詳しく記載されており、当所でのこれらの対応をしていく上で非常に役立ち、良かったと思います。

【現状からガイドラインが提示している体制の課題について】

- ある程度トップダウン的な“こうあると望ましい”的なモデルとしてガイドラインが存在することに意義がある。それを踏まえて、地方版(自治体独自の)ガイドラインに広がりが見られるとよい。
- 事実認定が難しい性被害において、ガイドラインは有用だと思われるが、現状の日本の児相のシステムの中に、どのように取り入れていくかは、大きな課題である。
- ガイドラインがあることで、実際にどのようにケース対応を進めれば良いかについての基準を持つことができた事は良かった。一方で被害確認面接のやり方が今後全国的にどこまで浸透するのか未知数な中、それに沿ってやり方を変えることがどの程度必要なのか、戸惑いも感じた。
- 初期被害調査面接と被害確認面接の別について、残念ながら個人によってはまだ理解できていない職員がいるとすれば、周知を徹底していくことが求められるし、児相内のみではなく、関係機関(特に学校や病院や警察 etc.)での共通理解にもつながるよう、周知がなされるとよい。
- 児童相談所内で職員が共通認識を持つだけでなく、関係機関(主に学校)にも共通認識を持ってもらう必要がある。今年度から児相としてガイドラインに沿った対応を目指しているが、所内だけでも共通認識を持つことが難しい。実際のケースを通して対応を振り返る等、試行錯誤が続いている。

【ガイドラインの実務上の活用等についての意見】

- 洗練された進行チェック表(今回のアンケートに添付されていた個票や自治体ですでに使っている個票等をさらにブラッシュアップしたようなもの、クイックリファレンス)の共有などの工夫が必要と思われる。
- 発見から通告、被害確認面接対応まで、統一したガイドラインが出されたことは画期的だと思います。ただ、字数が多く実務対応マニュアルなど、根拠部分と深める内容は分けて分冊にしてもらえた方が利用しやすいと思います。
- 実際には対応の基本となる概念や具体的な技法は別の取り扱いが必要と思われる。
- 初心者にとっては、今回のような詳しいガイドラインがあるとありがたいと思います。反面、内容が多すぎて自分の知りたい事が書いてある場所が探しにくい。
- 性的虐待における被害確認面接を実施するにあたり、物理的なハード面(被害確認面接を実施する部屋とバックスタッフの部屋を繋ぐ永久設備的なカメラケーブル、録画された映像を保存する機器等)が整っておらず、一時的に対処している状況である。今後被害確認面接が一般化する中でハード面においても統一的な指針を頂きたい。
- 性的虐待相談の場合は、子ども、保護者(加害者、非加害親)等への対応は、複数の職員が行うこととなるため、情報の共有、各々がどの役割を担うかの確認が必要と思われる。

【所としての体制や研修について】

- 今まで経験の中で行われてきたケースワークの手順や考え方が整理されたことは、意義あることだと思います。

ます。ただし、実際の対応の中ではガイドラインに沿ってケースワークが行われているか確認するのは困難でした。

- 全職員の意識統一が優先課題である。
- ガイドラインの使用に基づき、事前に説明研修があったために、児童相談所全体の理解が深まったと思う。
- 実際の対応においては、対応の全体の流れを把握した上で、全体のマネジメントをする立場の人が必要と感じる。

【具体的な援助上の課題と感じられたこと】

- 子どもからの告白は、全面的に信頼すべきものと解釈する。
- 加害者への対応をどのようにすべきか。特に加害きょうだいへの対応の仕方が課題であると考える。
- 虐待者への愛着を感じている子どもへの支援の在り方や保護を拒否する場合の対応。

問 18. 性的虐待・家庭内性暴力被害及びその疑いという概念統一について(17件の回答)

【概ね統一的な概念への整理に肯定的な意見】

- 性的虐待の定義づけそのものが狭い範囲にとどまっていることで、教育サイドなど関係機関との話し合いでの難しさを感じる。実際に、性的に虐待されているケースなのに、現状の法的にはネグレクトとしてしか扱えないことで、学校との話し合いがこじれるケースがあった。性的に虐待されたケースはすべて性的虐待としての取り扱いにした方が世間的にもわかりやすいし、児相での取り扱いもしやすいと思う。
- 望ましいことと考える。
- ネグレクト家庭でのきょうだい間性暴力ケースが少なくない。被害・加害の分離が安全性の確保、非虐待親への支援など共通する要素があるため、有効と考える。
- 体制は統一されても良いと思われませんが、加害者も児童であった場合、別書きされていると分かりやすいかと思いました。
- 性的虐待の定義についてであるが、「一緒にお風呂に入る」「お風呂や着替えを覗かれた」など、確証はないが性的虐待を疑わせる案件については、ネグレクトに分類され、その支援が主になる傾向がある。ネグレクトの背景に性的虐待を疑わせるエピソードがあるケースについて、関わる職員の理解・対応の統一が必要である。
- 兄からの性暴力等の相談もあり、虐待種別はネグレクトでとるが、性的虐待の対応をしている。
- 「同居人からの性暴力」は、現在の虐待種別で「保護者によるネグレクト」に分類されており、子どもが受けた被害状態やの虐待の本質が見えにくい場合がある。
- 家庭内性暴力被害としての対応体制を統一することで、子ども自身の身の上で起こっていることが見えやすくなる。
- 「家庭内性暴力被害」という言葉にまだ馴染が薄い。しかし、「こどもの被害に焦点化する」という意味では、この言い方に統一されると、こども、保護者への説明や協力がよりしやすいのではないかと思う。
- DVと性的虐待と一緒に存在している家庭が多く、DV対応と性的虐待の対応にも類似点が多い。対応についても統一した対応をとっていくことが必要だと思われる。
- 性暴力被害を受けると子どもの影響は深刻なものになること、当所のように今後、性暴力被害の相談件数は増加するものと考えられること、対応体制が統一されることにより、各児相での対応の経験が蓄積される中で、よりより方法の模索が可能になると思う。各所の体制の課題等もあるので、可能などころは、統一した対応で行うことが良いと思われる。
- きょうだいや親族(おじ達)からの性被害が多いので是非考え方の統一をしてもらいたい。

【統一的な対応の整備に当たってはいくつかの課題があるとの意見】

- さらなる学習の機会が必要であると考える。
- 性的被害児童に対する対応は、性的虐待を受けた被害児童と同様の対応をしていく必要があると考える。しかし当センターでは、性的被害児童の場合は虐待対応課の児童福祉司が対応するのではなく地域担当の児童福祉司が対応している。家庭内性暴力被害については指針がないことやセンターの上記のような体制の問題があり、性的虐待と性的被害において統一的な対応が難しいのが現状である。
- 児相が合議制をとる限り、判断の要となる管理職の認識を変える必要がある。さらに、子どもを受け入れる保護課については、さらに必要である。また、被害を受けたとされる子どもに対して、その子どもにも責任があるような言い方や態度は厳に避ける必要があり、「性」や「性被害」に対する職員の価値観的感情を整理する必要がある。
- 厚労省の統計との一致のもと対応体制の統一が必要と考える。
- ガイドラインの存在は知っているが内容の理解や活用についてはまだ十分とはいえない。

問 19. 家庭内性暴力被害通告の理由となる子どもからの情報、周辺情報の5分類について (21件の回答)

【分類の有効性と有効活用について】

- 5分類によって、言わば“あいまい度”がわかり緊急会議で、初期調査に向かうための体制を組みやすくなった。(あいまいであるほど、確認に時間と技術が必要)
- 通告5分類については、きちんとガイドラインに書いておいたほうがよい。
- 5分類は通告内容を分類整理して、対応方針を検討するために有用である。虐待の重症度あるいは、対応方針等との関連が整理されれば、さらに実務に役立つものになると思われる。
- 関係機関からの通告で、本人に確認ができないときの対応について、悩むところですが、ガイドラインの内容は具体的に記載されており、役に立ちました。

【通告側と通告受理側の共通課題に関連する意見】

- 現場では2つめの「性的虐待行為の疑い1」、5つめの「性的虐待の目撃・問題事実」に該当するケースの判断が特に悩ましい。実際のケースでも、「この程度のことで児相に通告されても…」「家族との関係が悪くなる」などの理由で、そもそも通告が遅れたり通告そのものがされない傾向がある。性的虐待を疑わせる言動や兆候にはこういうものもあります、というように、具体的例示を挙げることで、「〇〇という言動や△△という兆候がみられたら、必ず児相へ通告！」という流れの徹底や、学校や警察などへの周知が重要と考える。
- 通告レベル1～2ケースに対応する際、直接の初期被害調査の必要性について、個人レベルでの必要性の理解ではなく、組織としての必要性の理解に持っていくための工夫(例えば、直後の面接の有効性、一時保護時と在宅時での開示率の違い等を含んだ、説得力がありかつ分かりやすく短い説明パワポ等)が必要と思われる。
- 関係機関が、性的虐待を受けているかもしれないという発想がないと、子どもの発言が見過されることもある。また、子どもの能力が低いと真偽が分からないということやうやむやにされてしまうため、注意喚起がさらに必要だと思われる。
- 関係機関からの通告がセンターになされるまでに、子どもへの虐待事実の詳細な聞き取りがされていたり、独自に関係機関が自ら保護者への指導をおこなって問題が解決したとされていたりする例もあった。このためガイドラインにあるような「関係機関からの相談・通告」に記載してある内容を、関係機関向けに作成したり関係機関職員向けに研修する等の必要がある。
- 通告の際に、関係機関が「性的虐待が疑われるので心配である」と思った根拠について、通告5分類についてどのレベルをどこまで把握しているのか整理ができるように、関係機関への周知・研修等が求められる。
- 関係機関(学校等)が性的虐待の情報を掴んだ時点で、子どもへの適切な対応ができるように、各関係機関向けの対応マニュアルや研修が必要である。
- 虐待の中でも、特に性的虐待については、関係機関が通告を躊躇しやすい傾向が伺われるため、通告5分類のように具体的な分類が提示されていると、どのようなことが性的虐待に当たるのかの共通認識をもちやすいと思われる。
- 明らかな被害事実に関する本人の発言または性的虐待の目撃については、学校等関係機関からの通告につながりますが、曖昧な本人の発言や問題行動等は性虐待との関連として虐待の通告に結びつくことは少ないと思われます。学校等関係機関への周知、研修は必要だと思います。
- 関係機関からの通告については、次の設問20との関連で、通告を受ける児相側の考え方を児相内で統一しておくことが必要と感じる。
- そもそも通告につながらないケースも存在すると思われるが、しかし、このような中でも通告された際の児相の側の対応体制も適宜発動できるよう、コンセンサスを児相として持つことも求められる。職員も毎年更新されるので、経年的に基礎研修等の必要性が数年は求められると思われる。
- 通報を受けたとき、どこまで通報者が聞いているのか、どのように聞いたのかを確認する必要がある、その内容が以降の対応に影響すると考える。
- 学校からの通告は、複数の人が複数回、子どもの面接をしていることが多く、誘導を感じる。
- 性的虐待相談としてのケースよりも、性的虐待相談以外での性暴力被害事例の方が多く虐待の程度も重いケースが多かった。特に、性加害をしていた知的の児童から、丁寧に学校の教師が聞き取りを行った結果、性的虐待を受けていたことが発覚し、保護に至ったケースがあり、関係機関への啓発の重要性を再認識した。

【通告に関して感じている課題】

- これまで経験したケースは、「ほのめかし」から始まり学校で発見されるケースで、被害が甚大になってから係っている。これらのケースは、早期に家族が気づいており学校が気づいていた。学校内での連携に課題があり、児相でのアセスメントにも課題があった。「社会が培養する沈黙」「無言の圧力」に自らならないように努力しなければいけない。潜在的なケースがあると思う。

- 性被害は発見しにくく、通告も思いとどまらせてしまう。
- 非加害の保護者からの通告への対応について、ガイドラインは具体的に記載されているので良いと思います。ただ、悩むのは、親権争いがあるようなケースがあるので、事実の特定や親対応についてどのようにしていったら良いかがガイドラインで分かると良いと思いました。
- 施設内の性暴力の場合も同様の対応が必要と思われる。

問 20. 通告受理に対する即座な初期被害調査、初期被害調査面接について (25 件の回答)

【即座な初動対応の重要性と組織・人員上の課題】

- 性的虐待の場合は子どもの弁が頼りになるところが大きishi、子どもが一旦告白しても撤回する恐れもあるので、通告をうけたらとにかくすぐ＝原則即日、の対応が必要だと思う。一方で、加害者の性を避ける、性的虐待に関する一通りの訓練や知識を備えた職員が行った方がいいということになると、人員確保、一部の職員への負担が大きくなる恐れがある。虐待初期対応班のような専従チームの設置も一案だと思う。
- これまでの児相の考え方と全く異なる考え方であるが、このガイドラインの中で一番重要な部分と思われる。こういった考え方に基づいた対応が、今後普通に展開していけるよう進めていければと思う。
- 必要性等に関する個人の理解から組織としての理解へどのように持っていくか？それが課題と思われる。
- 業務量の多さ、人員不足等の理由から、即座に調査面接へ出向けない場合がある。即座というのは理解できるが、児相は 18 歳未満すべての相談に応じるとうたっている以上、虐待以外の相談もある中で、その整理が各所属が任されていることは疑問である。
- 少ない人員の中で緊急対応するためのチーム編成はかなり困難。また面接の事前組み立てや時間設定はあまり意識していなかったことなので、児相内で方針を立てることが重要だと思われた。
- 性的虐待相談の対応において何よりも初期対応が重要であると思う。
- 子どもの状況に応じて、随時チームで協議・対応を行いながら対応をしている。
- 初期被害調査及び面接の実施体制については、現在のところ、その時に対応できる職員が実施している。
- 通告受理後は、早急な対応、初期被害調査、初期被害調査面接が必要であるが、限られた時間内で実施するため、事前に組織内での役割分担や共通認識が必要である。
- 直近での受理、保護に至ったケースは、通告先である学校と連携して初期調査を行うことができた。初期調査に先立って、「今後どのような動きがあるのか」について、学校でのカンファレンスを実施したことが、その後学校の協力度に影響があったと思う。初期調査面接は、この流の中で、所全体での動きをとることができた。
- 初期被害調査に関し、法的対応との関連についての意識を高めるための、実際例のある児相等からの発信が必要。
- 通告から初期被害調査を実施するまでの判断のマニュアルを提示していただき、その中でケースワークについてもふれていただきたい。
- 通告受理のあとに、迅速に初期被害調査面接を行い、その調査結果によって、保護をするかどうかの判断をする必要性については、今回モニターになったことやケース対応を繰り返す中で、所内での意識統一が図れるようになった。
- 初期被害調査・初期被害調査面接のやり方は研修で教えていただいた内容が具体的で分かりやすく、良かったです。
- 初期調査面接（児相職員が行う）の前に開示があった学校、施設の先生方がどう聞くか、児相につなぐことを子どもにどう説明するかについて、認識、とらえ方のギャップは大きいと思う。開示される可能性のある機関に対して適切な対応の研修も必要だと思う。
- 警察との連携をどのようにするのか、証拠保全の対応。

【特に初期調査における課題について】

- 初めての開示の聞き取りや、初期被害調査がその後の被害確認面接や子どもの構えなどに影響すること等の理解は重要である。
- 「初期被害調査面接→調査保護の要件判断→被害確認面接」までの一連の流れを児童相談所の職員が理解し、手順を踏んでおこななければ、被害確認面接が生きてこないように思われる。初期被害調査面接の段階で子どもが発する言葉や情報を、職員がどう扱うかが重要であると感じる。
- 初期調査面接の研修は非常に有意義であった。
- 子どもが所属する集団で被害が開示される場面が多いため、性的虐待相談を児童相談所が受理した後の対応について学校等へも理解を求める働きかけも必要である。
- (通告ではなく)非加害親が相談に来所した場合に、児相がどう対応したらよいかについて、もう少し具体的に、何をどう調査し、どう判断するのかについて、記載があるとよい。
- 初期被害調査及び面接を実施するタイミングは、子どもの開示の内容等によって変わってくると思われる。
- 聴取する内容（どこまでか？）はまだ理解不十分な面があると思う。
- 初期被害調査及び面接は、一時保護の判断のための面接であると理解はしているが、どうしても聞き過ぎ

になってしまっているの、マニュアル等による統一した聞き取りが必要である。

- 市町・学校という通告する側が知っておいたほうが良い事と、児相の立場からの部分を分けて書いたほうが良い。

問 21. 調査保護の実施、判断について(26 件の回答)

【調査保護の基準とコンセンサスの必要性】

- 性的虐待を疑われる時は原則一時保護、とした方がよい。その上で、現場としては、「どういう状態であれば保護しなくてもいいのか」のめやす(基準)があると助かると思う。
- 実施の必要性は共感できる。判断については、実務的には困難を伴うため、ある程度の判断基準があると望ましい。
- これまでは「調査保護」という位置づけではなく、身柄保全や行動観察として保護を行ってきた。「調査保護」とすることで目的が明確になるが、調査のポイントや結果の判断、保護や解除の基準などの目安があれば参考としたい。
- 児相内(特に一時保護所において対応の必要性を理解してもらうことも含)と関係機関とのコンセンサスは、ともに必要である。社会的にもこれがOKとなるようなバックアップ(フライングありのコンセンサス)も得られるとなおよい。
- このような研修を積んでいけば必要性の理解は深まるが、全職員が必要性を感じられるようになるためには、徹底的な研修等が必要。
- 行政処分として一時保護を決定する以上、不服申し立てが出るかも知れないということを想定して、保護が必要であるという根拠を児童相談所としてしっかりと揃っておかなければいけない。
- 一方、調査保護をしなればわからない部分もあるため、その兼ね合いにおいて現状で厳しさを感じている。そのため、ガイドラインに調査保護の実施、判断要件のポイントについて明確にしていきたい。
- 調査保護の「疑わしきは、保護」という考えが少しずつ浸透している。
- 調査保護を子どもに対して説明し、納得してもらう工夫が必要である。
- 「調査保護」という考え方はまだ浸透していない。「状況確認のために保護する」という特徴が、他の一時保護とは性格が違うということを所内に周知したい。
- 当所では、“加害者と一緒に生活している場合は保護して聴き取り”というパターンは徐々に確立されてきているように感じる。
- このガイドラインの試行版の取組で、「調査保護」という方法があるということが(少なくとも私は)分かりました。性的虐待では、物理的な証拠が特に初期の段階ではみつからないことが多いので、対応をしていく上で調査保護をしていく必要性がわかりました。ただ、全国的に調査保護の考えが一般的になっていくかどうかという、わからないので、性的虐待等の対応の統一的方法として設定し、広めることで認知度を高めるのがよいと思います。
- 親に対して、とても説明しやすくなりました。そして調査保護である以上、調査した結果を説明する必要があり、それについて前以上に責任を感じるようになりました。でも不思議と親と対峙する時も、児相の見解、決定としてははっきりと伝えられるようになった気がします。
- 基準が明確になっているとその後の対応、親への説明においてもやりやすい。

【調査保護の課題、困難性】

- 基本的には性的虐待の疑いがあれば、調査保護を実施すべきと考えるが、子どもの開示が「嫌なことをされた」までの内容であった場合、その後の被害確認面接で具体的な被害内容を確認することが難しい。
- また、子どもが一時保護について自分の身の安全を守りながら今後の生活を考えるために必要であると理解していないと、“一時保護された”ことの方が受けた被害よりも子どもの負担になってしまうことがあり、留意しなければならない。
- 調査保護は、児童の安全確保のためにも行っていくべきだが、反面、保護は、保護者にも、児童自身にも大きなダメージを与えるということもあり、判断が難しくなる。
- 保護の後のケースワークの展開や見通しがないと、保護に踏み切りにくいところがあるように感じる。
- 調査保護の可否の判断や子どもが保護に同意しない場合の対応に苦慮することがあります。
- 被害児が学校の教師には被害内容を話せても、CWが確認すると話さなかったりあいまいな内容で保護を拒否した場合、職権保護が難しい事例も多い。
- こどもが拒否する場合の対応。
- 年齢が高く保護を拒否する場合の安全確保の方法が困難である。たとえば、セーフティネットを構築する際に利用できる方法(資源)のチェックリストなどがあると、判断材料になるかもしれない。
- 重篤な性的被害をうけたことが判明した日に初期被害調査後、初期被害調査面接を行い、即日一時保護、医学診断まで実施した事例がある。しかし、現実的には、人員の問題もあり、同様の対応を次回確実に実施できるとは限らない状態である。
- 子どものおかれている状況がわからない中で虐待の心配がある場合、安全を考えれば保護が考えられる。

反面、虐待がハッキリしていない中での保護は、これまでの虐待対応の流れとやや異なるため、抵抗もある。

- 性的虐待の被害確認ができない場合、その疑いの程度にもよるが一時保護の判断は大変難しい。
- 児童相談所職員が子ども自身に性的な知識がどこまであるかを理解するためにも、学校での性教育の状況を調査する必要がある。

問 22. 被害確認面接について (35 件の回答)

【面接担当者について】

- 被害児童に対して、心理司として被害確認をするために面接をするのか、フォローする立場として面接するのか、自分の中で明確にしておくことが必要。また、現状の児相の心理司の役割は、両方が混同し求められやすい状況なので、組織の中でもその違いが理解されていくことが必要だと思う。
- 現時点では、被害確認面接のための調整を誰が中心となって行うのが明確になっておらず、検討課題となっている。
- その後のケアを行う担当者と被害確認の面接者を別の人にすることは、ケアを担当する職員の負担を軽減できる点でも有益だった。

【研修の必要性】

- これまで性被害の聞き取りは、個人の工夫等で行ってきており、誘導や情緒面への共感により、本人が語る事実はあいまいな内容になりがちであった。NICHHDなどのツールにより、聞き取りの目的や注重点が明確になり、被害児も面接者も負担軽減が期待出来るため、今後も研修等に参加を勧めたい。
- スキルの維持（プロトコル理解・維持）と被害確認面接ができる職員のすそ野を広げること、あるいは、センター方式で各児相に被害確認面接ができる職員を派遣できるような仕組みをつくること（一方、聞き取り結果が証拠化された際には聞き取り者が裁判証人として法廷に立つ可能性があることも含めての理解もともに…）その体制の構築の必要性と体制を維持しケースのコーディネートが可能な職員（課長級）の養成等が必要である。
- どの子どもに対しても行うべきと考えるが技法を習得したものが面接しなければならないため、技法習得者を増やす必要がある。また、面接者のスキルアップ、スキル維持の継続的な研修が必要である。
- 通常の心理面接とは異なるため、対応できるようになるには訓練が必要と考える。
- 性的虐待相談事例は他の虐待相談に比べて数は多くないため、その対応の経験を積むことは困難である。そのため、ふだんから面接等のトレーニングを行っておくことが必要と思うため、今回の様な研修を継続して受講していくことが理想的であると思う。
- 客観的に事実を確認していくことの難しさを感じている。
- 被害者本人に知的な遅れがみられる場合の対応について知りたい。
- 面接者の養成と、精度を高め、維持することが課題。また面接が「被害の有無」に関心が傾き勝ちにはなるが、確認面接を含めて事前調査や家族状況、子どもの能力など総合的に判断するという位置づけが必要。「魔法の箱を開ける」的な期待に傾いてしまうと、面接者が養成できない。
- 被害確認面接が出来る児相、職員を増やすためにも、研修の機会が増えると良い。
- 実施する時期やタイミング、子どもにどのように伝えられ説明されているか、家族の反応などによって、子どもの話す内容が大きく変わってしまうと思われた。そこに至るまでのケースワークの課題が大きい。
- 面接前に児童相談所が把握している事実については全て子どもに伝えた上で聞き取るということが、ガイドラインのフォローアップ研修の前には徹底されていなかった。実際の聞き取り（被害確認面接）の手順の研修も大切だが、そこに至るまでのケースワークのあり方についても学ぶ必要があると思う。
- 刑事事件化する・しないにかかわらず、特に加害者が性加害を否認したときには被害確認面接はケースワークをしていくうえで、重要になってくるので、必要なものだと思います。
- 今回、研修を受けた職員は被害確認面接についての知識も得、トレーニングもさせていただいたことが大変良かったです。このような研修がなければ、被害確認面接はできません。
- ただ、公務職場の宿命で、せっかくトレーニングを受けた職員が転勤していなくなってしまうため、新たに転勤して来た職員にNICHHDのトレーニングを受ける機会が必要だと思います。しかし、今後どうしたら研修を受けることができるかわからず、課題だと思います。
- NICHHDのトレーニングを受けた後、数例の被害確認面接を実施したが反省点も多くよりスムーズに実施できるようになるために経験を重ねる必要性があると感じている。
- 先入観を混えずに事実をきく面接として有効だと思う。面接者の力量やバックスタッフの力量によるところも大きく常に研修、振りかえりを行う必要がある。
- 普段の業務で実施している面接とは手法が全く異なるため、面接のスキルの向上のためには面接の経験を重ねていくしかないと考えている。
- 研修の機会も少なく、スーパーヴィジョンも受けられないため、面接技術をどうやって向上させていくかが課題である。可能であれば、ビデオ教材等を作成していただきたい。

【所の体制整備等】

- 被害確認面接の技術も課題であるが、それを有効に実施するための、所の体制、マネジメントは誰？子どもへの事前説明のあり方、バックスタッフは誰が等々、児相の現実と照らしあわせた課題も大きいです。
- 対応には複数人数（しかも担当以外の）必要なので、人数確保が難しい面がある。
- 通常の面接と異なるため、それなりの人員をそろえてから行わなくてはならないという印象が強い。
- 将来的に司法の証言として採用されるならば、面接の重要性も増してくると思われそうですが、今現在では面接における誘導教唆とはどういうことかという概念から普及していくことが必要なのでは。
- 子どもの被害事実確認に、有効と思われるが、当所は職員数が少なく、他児相からも遠方に位置するため、実際案件が起こった際に、人員の確保やバックスタッフの機能など、ガイドラインに十分沿った方法で、対応することが難しい。また、実際の経験数が少ないと、スキルの熟練や所としての対応に慣れておくことが困難になる。
- 現時点ではスタッフの問題、親や本児自身の問題など様々な理由から、全ての性被害・性虐待を受けた児童に対して被害確認面接を行うことは困難である。例えば、子どもに問題となるような症状が無く、加害親や非加害親が性被害や性虐待を認めていて他に兄弟がいない。さらに今後加害親と被害児童の分離が決まっている場合等の対応についてご教示願いたい。
- 被害確認面接に対応できるスタッフの人数が限られており、被害確認面接の件数も増加しているため、今後も研修を受けたスタッフを増やす必要がある。
- 全ての性被害・性虐待を受けた児童に対して被害確認面接を行うことが出来ていない。今後は被害確認面接実施率を向上させたいが、被害確認面接に対応できるスタッフの人数が限られている等、容易には実施率を向上できる状況ではない。
- 記録様式の統一や記録の保存方法の統一が必要である。
- 県としてのシステム作りをするとともに、スタッフの人員拡大とスキルアップが課題である。
- 被害確認面接は早急に実施する必要があるが、現時点では被害確認面接のトレーニングを受けた職員の予定を調整するのに時間を要する場合がある。
- 児童との関係性から、担当CWが被害確認面接を行う場合があり、その際の支援体制も必要であると思われる。

【ガイドラインでの扱い】

- 被害確認面接については、こういうものがあるという概略だけで良い。初期調査面接について詳しく書いたほうが良い。
- 被害確認面接の実施有無の判断が曖昧に思われるので、判断要件のポイントについて明確にしていきたい。

問 23. 医療に関すること：被害確認診察(28件の回答)

【性暴力被害診察の課題】

- 被害確認診察そのものが子どもへのケアの一環にもなると考えられるため、実施した方がよい。ただ、実際のケースでは、子どもの話などから性器挿入があったと思われる時とそうでない時で診察をするかどうか、判断に迷うことがあった。また、担当福祉司が男性の場合、婦人科診察そのものに心理的抵抗を感じやすい傾向がある。さらに、性的虐待について理解がある医師が見あたらず、診察することで逆に子どもの傷つきを深めてしまうケースもある。医師との事前協議が必要なことは言うまでもないが、医師の確保に困難さは感じる。
- 医学診察をできる医師の確保は、現実的に難しい。現状では依頼する側の児相の職員が、医学診察の必要な意味や診察すべきことの説明を充分にできる力を備えていくことが、まず求められると感じている。
- 初期の開示内容に合わせ婦人科受診を行っているが、被害確認面接との関連など時期は一定しない。被害児の受診への配慮など優先されるべき注意点は、わかっているが実施できない状態にならないよう確認したい。
- 診察の結果が子どもの開示内容と一致しなかった場合などの対応には苦慮している。また、情報をどのように本人・保護者に伝えていくかも課題である。
- 被害確認診察は、性交渉や性感染症の有無等の手がかりになるため、迅速に行うよう努めている。
- 受診のときに、配慮する点や医師に依頼する際のポイントを教えていただきたい。
- 子どもに婦人科診察を受診させるため、子どもへの性に関する医学的な説明マニュアルの作成が必要である（性病の理解等を含む）。
- 虐待に関し、医療との連携は、今後の重要な課題であるが、特に、性被害に関し、認識のギャップは大きく、各児相で、それぞれに事前の協議を重ねていく必要がある。
- 低年齢の児への診察は負担がかかるように感じる。実際に被害を受けた事が明らかではない場合に、どのように、また、なぜ診察が必要かを児に伝えるかが難しい。
- 明らかに性交渉がある場合は別として、被害の程度が曖昧な状態でどこまで保護者や子ども本人に受診を主張できるかが難しい。

【診察医師の確保の課題】

- それができる医師をどのように探し、協力を得られるようにするか、児相も当該地域で確保に動く必要がある。
- 当該医師の養成（訓練）も必要と思われる。
- 児童相談所は医療機関ではないので、受診できる病院や医師を探さなくてはならない。医師の確保は難しい。
- お医者さんの開拓の仕方がわかりません。地道にケースを通してやっていく他ないのでしょうか…。
- 兼務医が児童精神科医であるため、そうした面では対応可能だが、婦人科診察では専門医との連携がなく、情報がうすい。
- 対応できる婦人科医の確保が困難。（被害児の負担が少なく、次の一步へとつなげられるような対応をしてくれる医師が望ましいと思うが・・・）
- 性被害を受けた児童を診察できる医療機関がほとんどない。幼児の女性器に指を挿入していたとの疑念があっても形状だけでは判断できず膣内の細菌培養を行っても陰性で、結局事実を判明できない事例があった。
- 当地域では対応できる医療機関がない。どうやって医療機関を探すか、どのような視点で探せばはずれがないか等が知りたい。
- 地域による医療体制に差が大きく、ガイドラインを実施するのは難しい。
- 性的虐待の被害確認のための診察に理解のある医師が必要である。
- 性的虐待被害確認診察を十分にできる医療機関が当該県内にはなく、県外の医療機関（SACHICO）に頼らざるを得ない状況である。性的虐待被害確認診察を十分にできる医療機関を増やす必要がある。
- 女性の婦人科医師の開拓が不可欠であるので、警察への問い合わせを予定している。
- 医師に対して性的虐待を理解してもらおうための研修が必要である。
- 子どもの性被害に対応してもらえる医療機関を探すことが必要である。
- 連携できる病院の発掘が課題。また、診察手順や説明など、診察時の標準化ができると理想的。小児科学会、婦人科学会などでとりあげてもらえないか、など期待している。
- 期待するような診察を受けられるよう、地域の医療機関と連携していくことも、大きな課題と思われる
- 性虐待の被害確認面接ができる専門病院が近隣市にあり、よく活用している。非加害親が心配で受診希望した場合、児相からの紹介でいねいに対応してもらっている。
- 性的虐待相談を受けた場合、医学的な診断や子どもへの適切なアドバイスをしていただける医師が少なく、なかなか地域に被害確認診察できる医師がいないことが大きな課題だと思います。

問 24. 医療に関すること：精神科診察、その他（19 件の回答）

【精神科診察の重要性】

- 問 23 同様、実施した方がよい。その後の経過の中で出てくる症状への対応を行っていく上でも、適宜精神科との連携は必要である。
- 当所においては、児童精神科の嘱託医師が確保されており、必要に応じて、子どものフォローや非加害保護者への子どもの心理的被害の説明等、協力が得られていると思われるため、一層充実した対応に生かしていきたいと考える。
- 子どもの診察とともに対応に当たる職員（特に保護課）に対して今後の子どもの状態変化の見通しや対応へのアドバイスしていただくことは必要である。
- 一時保護中には必要に応じ精神科診察をしている。精神科診察は「ケア」の面でも必要に応じて取り入れたい。

【診察の実施体制、医師の確保】

- 性的被害の影響を中心に嘱託児童精神科が診察している。二次的な被害には配慮しているが、診察に臨むこと自体に負荷がかかることもあり、診察後に他職員がフォローできる体制が必要である。
- 児童精神科医師は根本的に少ない。また、診察の際、精神科医師に何を診てもらうのか等明確である（不眠状況や解離の有無等、診てもらうひな型・チェックリストがある等）方がよい。
- 児童には、児童精神科を受診させたいが、当県でも児童精神科医が嘱託としても来ていない所があるため、受診自体が難しい。
- 被害を受けた児童の精神面をトータルに診られる Dr がいません。子どもの解りはどうか、睡眠状態はどうかという、ひとつひとつの症状さえ診られる Dr も少ないのが実状です。
- 診断名をつけることが目的ではないのですが、Dr によっては「つけられる診断がない」と言われてしまうことも多いです。
- Dr に診せる側としても、しっかりとその目的を説明できる職員は少なく、とまどいがあります。ガイドラインにその辺の整理があつたら助かると思います。
- 地域による医療体制に差が大きく、ガイドラインを実施するのは難しい。

- 性的虐待に理解のある医師が必要である。
- 現在当センター精神科医師は男性のみである。今後、性被害・性虐待を受けた児童を診察するにあたり、児童と同性の医師による診察の是非を検討する必要がある。
- 性的虐待が子どもに与える影響等に造詣が深い女性の精神科医師の開拓が必要である。
- 被害確認診察の項目と同じで、子どもの性被害に対応してもらえる医療機関を探すことが必要である。
- 子どもの年齢や性別に適した精神科の数自体に限られている。
- 現実的には、性虐待で一時保護中のケースで、解離を繰り返している重症の事例があり、なかなか精神科への入院もままならない中で、18歳以降のサポート体制等も含めた関係機関等の調整に苦慮しています。

【ガイドラインにおける診察】

- 23. と同様に、精神科の医師に依頼する際のポイントを教えていただきたい。
- 「14 子どもへの援助の基本的視点」の「[5]性被害体験と関連する問題」に書かれているように性被害を受けた子は、精神的な問題や行動上の問題を起こすことが多く、適切なケアが必要だと思います。入院等が必要なケースもありますが、このようなケースだとなかなか対応してもらえる医療機関も限られてしまうことが課題だと思います。

問 25. 子どもへの臨床的援助について(19件の回答)

【臨床的援助の課題】

- 担当者が子どもをどう援助していくかということも大切であるが、在宅にしても施設にしても、日常生活を共に過ごしている大人と、子どもだけに起こりうる問題や対処方法、予防方法を共有し、子どもを援助していくという姿勢が重要と思われる。
- 性虐待に限りませんが、被虐待児は「修復」ではなく「修正」と「育ててゆくこと」が何より大切なので、心理教育が担うべきところは大きいと思います。本児の育ちを漫然と待つだけではなく、大人の責務として、そっと横に立ち「豊かに育ててゆく」という視点を持ちたいです。
- 子どもの状態を観察、確認しながら必要な臨床的援助（心理的ケア、医療的ケア、法的な説明等）を組み立てていく必要がある。現実的には担当心理、保護所職員による支援に頼っている状態。
- 被虐待児へのフォロー、ケアの情報が少ないと思う。児相の本来の役割でもあり、情報交換、研修が必要である。
- 継続的な心理療法を行う場合、どのような内容のものを、子どもがどのような状態になった時に行えば良いか等、判断に迷うことが多々ある。現状では、日々の生活を穏やかに送ることをサポートすることが中心になっている。
- 被害にあった子どもについては、継続的な心理的援助が必要であり、生活場面や成長に応じての個々のサポートがいます。
- 現在、特別なアプローチは行っておらず、プレイセラピー等で対応している他、被害児が加害へ転じないよう正しい性知識についての心理教育を行っている。フラッシュバックへの対応などトラウマケアの技術を身につける必要性を感じている。

【体制上の課題】

- 一時保護、施設入所、在宅いずれのケースでも、性的虐待以外のケースに比べると支援の難しさを感じている。その他のケース対応などもあり、手厚い支援は必要と思っても時間・マンパワー・環境・認識や知識などの不足に左右されやすい。
- 臨床的援助とは何を言うかにもよるが、セラピューティックに関わることをさすのだとすれば、現状では児相がやるのは無理。
- 心理教育と、臨床教育の両方の充実が必要だと思っています。
- 援助者が発見、保護から入所生活、家族再統合までの一連を通じた視点を持つことやその時々でメインで支える機関が子どもを支える取り組みのノウハウを積み重ねていくことが必要。
- 性的虐待に理解のある医師が必要。個別（個室）対応ができるような構造（物理的、人的）が、一時保護所や施設に必要。
- 一時保護所や入所施設において性的虐待被害の理解が充分でなく、児童の性化行動への対応等が一貫がないなど、児童に適応できていない等の課題がある。
- 長期に亘ってフォローが必要であるため、チームで支援ができる体制づくりが必要である。

【ガイドライン、研修体制について】

- 基本的な視点を始め、注意すべき課題、今後の正常な性的発達などの内容はとても参考になる。保護者対策やアセスメントの整理に時間がとられて、支援がいきわたらないことのないようにしたい。
- ここの部分も基礎的な研修が受けられる等の体制が必要と思われる。
- この部分については、かなりのボリュームになると思うので別立てのほうが良いと思います。

- 一時保護中に子どもに対してできる臨床的援助や、一時保護の後、在宅や施設等の次の生活・支援に移行するうえで配慮する点及び今後の課題について教えていただきたい。
- 「性的虐待対応ガイドライン」ということなので、課題として被害確認の後の子どものケアについてもより詳しい内容が記載されていると良いと思いました。

問 26. 非加害保護者への支援について (24 件の回答)

【非加害保護者支援の難しさ】

- 他の虐待に比べて、加害者側に立つ非加害保護者が多い印象がある。また、加害者のやったことにショックを受ける非加害保護者もいたりするので、とりあえず分離したから安心、という訳にはいかないところが難しい。非加害者といっても子どもを守れなかったことは事実であるのだから親支援は欠かせないが、どう指導していけばいいのか。
- 非加害保護者が、加害保護者に経済的、あるいは心理的等何らかの支配を受けている場合の対応に困難を感じている。特に子どもが年長で、非加害保護者との分離を拒否した場合は、さらに困難を感じる。
- 加害保護者とDV関係にある場合もあり、被害保護者がどのような役割を持つことができるのか、見立てが難しい。
- 女兒の性的虐待被害事例の場合、母子関係にもともと問題のあるケースが多いと感じられるので困難である。
- 非加害保護者は、保護の直後に加害を疑われる人物とは別に話をすると、子どもを守りたいという気持ちを示すが、時間が経過して加害を疑われる人物と接触をするうちに、子どもではなく加害を疑われる人物の側に立つことが少なくない。そのような、非加害保護者の心理的な揺れをどう捉え、どう扱うかについて苦慮している。
- 通常のケースワーク以外には、特に実施していない。冊子の活用もできていない。
- 現状、通常の面接の中での支援しか出来ていない。カウンセリング機能を期待されることも多い。
- 非加害保護者が、加害者との関係をどうするのか迷い、性的虐待を子どもの立場で考えるまでには至らないような場合の対応に、難しさを感じる。
- 子どもを責める、加害者側にたつ非加害親が多いのが現状。
- 非加害親が子どもを守って別居しようとしても経済的な問題やローンを組んでいて、持ち家を処分したりすることに躊躇し、今の生活に執着する非加害親も多い。
- 非加害親も性虐待の被害歴を持つ人も多く性虐待に対する認識が甘い人が多い。

【パンフレットを使った支援、ガイドラインについて】

- 「親だからできること」パンフレットは助けになるが、現場であたふたしているとなかなかパンフレットの中身のように丁寧に関われないのが実情である。
- 冊子を元にして、非加害保護者への面接を継続的に行っています。子どもの分離、非加害親への支援の役割分担が必要と思われるが、体制作りが困難です。
- 非加害保護者への支援や加害を疑われる人物への対応については、ガイドラインに必ず入れたほうが良い。
- 非加害保護者に対して「家庭内性暴力被害を受けた子どもを守るために あなたへのメッセージ」の冊子を使用して子どもへの影響や今後の支援を一緒に考えたケースがある。非加害親の理解は、口頭のみ比べて良好であった。
- パンフレットが説明する上で分かりやすく、とても有効だと思います。親が外国人のケースもある為、外国人用のパンフレットが必要であると思いました。(市に通訳がいるので翻訳は可能です。まだ翻訳してありません。)

【非加害保護者支援の体制・要点】

- 非加害保護者にとっては、受け止めきれないことであり、早急な現実対応も求められ非常に負荷が大きい。そのような状況では、事態を否認するような言動も聞かれ、児相は責任の一端があるとして適正な姿勢を求めがちである。被害保護者も被害者としての認識で支援する視点を共有していきたい。
- 長期的に関係を作っていくこと、子どもへの微妙な感情の共有、実践を積み上げる中で有効な支援策を自治体レベルで共有していく。
- 非加害親自身も非常に傷つきが深く、特に福祉領域で関わる親は全般的に脆弱さがあるため、人員配置など可能なら非加害親担当をつけ個別支援をしていくことができると予後にも効果的だと感じる。
- 非加害保護者の心理的な揺れが、子どもに負担を及ぼさないように配慮をすると同時に、非加害保護者自身が抱えている問題（トラウマや過去の性被害体験等）が表出する場合も少なくない。その場合、非加害保護者の言動やその対応に振り回されるなど児童相談所職員への負担も大きい。
- 子どもの今後の支援を組み立てるためには、非加害保護者を複数の職員で担当したり、チーム対応するなど体制整備が必要だと思われる。また、非加害保護者の精神状態を専門的に見立てる体制も必要である。
- 非加害保護者である可能性が高い母親は、自身が過去に性的被害を受けていたり、父親からDVを受けて

いるケースが多い。そのため、非加害保護者である可能性が高い母親は子どもを守る力が充分ではないと感じている。今後は、母親のみならず、非加害保護者に子どもを守る力があるのかの判断を入れながら、関係機関の協力も得ながら継続支援をしていくこととする。

- 非加害保護者が子どもの性的虐待についてどこまで理解しているのかを確認することが必要である。また、児童相談所から性被害の告知を受けて、今後の暮らしをどのように考えているのかを確認すると共に、課題や方針を提示していく。
- さらに、非加害保護者が、子どもの支援者となりうるのかという見極めも必要となってくる。
- 非加害保護者との「距離」「関係性」が、その後のこどもの支援の質や在り方に、強い影響があると痛感している。

問 27. 加害を疑われる人物への対応について(22 件の回答)

【加害を疑われる人物との対応の実際】

- 加害者は親としての意識で怒ってくるというよりは、自分が否定された思いを強く感じて怒っているのだろう、と思うことがある。加害者はほとんどの場合行為そのものを否定してくるが、とにかく保護の必要性をくり返し伝えている。現場では、「確かにあなたの子どもかもしれないけど、社会の子どもでもある。だから児相が仕事として子どもを守らないといけないのだ！」という行政のスタンスを伝えている。
- 事案の具体的な流れについては、加害者と同性の方が詳細について聞きやすいので、その話の時は配慮した。
- ガイドラインにおける一時保護の告知についての説明は、加害を疑われる人物へ伝わりやすく、非常に参考になっている。中央児童相談所では、口頭で説明すると同時に、文書を作成して加害を疑われる人物に渡している。
- 加害親と同性の面接者を2名確保して対応しているが、面接マニュアルの整備が必要である。
- 保護当日に、職員2名で面接をしている。その後の加害人物とは担当者だけではなく複数で対応する。

【加害を疑われる人物対応の難しさ】

- 加害者は、児相と敵対的な関係になるか、加害を認めず、自分に非はないような反応を示す場合が多く、児相で指導することは、困難を感じている。
- 性虐待の加害者の一般的特徴をもっと職員が知る必要があると思います。知的に高い人もいるので対応、アセスメントがむづかしい。
- 児相がどのようなスタンスで関わるべきか（会って事実確認をするのか等）がよく分からない。
- 非加害親が被害児童と加害親の分離を既に行っていて、被害児童・非加害親が加害親へのセンターからのアプローチを望まない場合どのように対応するかが難しい。
- 調査保護を実施後すぐに、これから児童相談所は家庭内での性暴力被害について調査を行うことや、法的根拠などの情報を明確に伝えることで、次の話し合いに繋がりがやすいと感じている。
- 確認した事実をどのようにどこまで伝えるか、また再統合が可能な際にも、その見極めが困難である。
- これまで当所で扱ってきたケースは、はっきりと加害者を追及できるだけの材料が被害確認面接から証言として出てこないで直面化ができず、対応の難しさを感じました。また、医学的にも、証拠として出てこないため、対応に苦慮しました。
- 加害親が離婚して被害児は安全な状況になるが、その加害親が女の子を持つ女性と再婚し加害を繰り返す事例があった。加害者を監視する体制等検討が必要と思われる。
- 社会として加害者が非常に多いことまた刑事罰に問われる機会が少ない問題がありもっと発信したり問題提起をすべきと思われる。

【加害を疑われる人物との対応課題】

- 加害保護者には関わりの必要性を感じながらも、状況によっては当面の安全性やケースの進行を優先して後回しになりがちである。家族のシステム等も配慮しながら、安全性のためには関わり事は不可欠との意識を持ちたい。
- 場合によっては加害者支援を行える機関などにもつなげたい。
- 児相も子どもの安全を守る責務をもつ機関の職員として、対峙し、おどしをかける必要性（安全プラン作成にむけては加害者アセスメントも必要と思われる）も共有できるとよい。
- きょうだいへの対応をどのようにするのがよいのか。
- 児相と加害親や子どもの訴えを認めない非加害親と継続的に話し合いができる関係性を保つことを主眼にしていると、加害事実が否認されたまま入所し、性虐待の場合はよりあいまいに家族再統合の話が進むことになりやすいと思う。28条適用するかどうかの判断等、加害親に対する児相の姿勢が課題になってくるように思う。
- 治療的介入は不可欠と思われるが、現状では被害児の方が慣れ親しんだ環境から離され加害者はそのままという状況。子からの被害の訴えがある時点で加害を疑われる人への介入ができるような法の整備が望ま